

発行／横浜市中央農業委員会・横浜市南西部農業委員会



みんなでミカンのもぎ取り（柴農業専用地区、金沢区）

- 地の声
- 農地の適正利用を現場から
- 事務処理状況報告
- 農業委員紹介
- 横浜市からのお知らせ——地産地消月間／農振整備計画見直し
- 農を考える

地の声



「食育」という言葉が取り上げられて久しいが、私の周りではまだまだ食卓と農がつながっていない家庭も多い。本来あるべき人と農とのかわりが薄れているせいなのであろう。

だが取り戻す機会もある。庭での家庭菜園やプランター栽培、市民農園で汗をかく、プロ農家からすれば何ともささやかかもしれないが都市住民からすると貴重な農体験の場となる。こうなると身近に育っている畑の野菜や直売所も気になってくるのではないか。

自分とは接点のない単なる緑地・農地空間であった「遠くの緑」が、人としてかかわることによって「身近な緑」となる。「空間」が「場」となり、関心を持つ人が集うことで「座」となる。その場として農地はもってこいではないか。これからも人と農がつながっていき、横浜が緑豊かな200周年を迎えていることを願いたい。

農地の適正利用を現場から

農振・農用地区域一筆調査に農業委員が参加

中央農業委員会

北部農政事務所では毎年、農振・農用地区域の土地利用状況を把握するため、管内全ての農用地について一筆調査を行っています。

今年度は7月下旬より地区ごとに順次調査を始めていますが、この調査に事務所職員と共に地区担当の農業委員も参加をしています。農業委員から担当地区の状況を詳しく聞くことができるため、調査が例年よりも順調に進んでいます。今後も農用地が適正に利用されるよう、農業委員会と北部農政事務所は協力していきます。



▲調査の様子

農振・農用地区域とは

農業振興地域整備計画において、農地として利用が定められた区域。農政事業の主な対象となるほか、税制上の優遇や農地転用の制限など種々の特徴がある。正式名は、農業振興地域内農用地区域。

年間約300件の申請地を現地調査

南西部農業委員会

毎月開催されている農業委員会での審査にあたっては、書類の受付から委員会当日までの2週間余の間に、地区担当の農業委員が申請地の現地調査を行っています。農地が多く分布する地区では、農地の転用や相続税の納税猶予の対象地など多数の調査を行うため、複数の担当委員が事務局と合同で現地を確認しています。

また、申請前のご相談の段階から関係者を交えて現地調査を行うことも少なくありません。平成20年度には、委員会の審査にかかった申請案件だけでも約300件に上り、数百カ所の農地に足を運んでいます。

現地調査の際には、農地に関するさまざまな相談や地域の情報をいただくことも多く、新たな課題への対応や各種の農政事業のご案内などにも取り組んでいます。今後も農地所有者のみならず、地域の農地を守り有効に管理・活用できるよう、適正な審査と積極的な情報提供を進めていきます。



事務処理状況 中央農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	賃貸借の 解約等 20条通知	相続税 納税猶予 (適格者証明)
第11回農地部会 6月26日	1件 1,159㎡	6件 3,496㎡	34件 15,609㎡	2件 1,804㎡	4件 26,267㎡
第12回農地部会 7月24日	4件 3,134㎡	6件 2,545㎡	70件 24,152㎡	0件 0㎡	8件 26,926㎡
第13回農地部会 8月26日	1件 3,577㎡	7件 3,084㎡	57件 27,502㎡	2件 951㎡	5件 12,037㎡

—小数点以下切捨て—

事務処理状況 南西部農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	賃貸借の 解約等 20条通知	相続税 納税猶予 (適格者証明)
第12回総会 6月25日	0件 0㎡	2件 1,059㎡	32件 21,747㎡	0件 0㎡	1件 4,872㎡
第13回総会 7月24日	1件 1,795㎡	3件 740㎡	34件 9,454㎡	0件 0㎡	1件 2,584㎡
第14回総会 8月25日	1件 453㎡	8件 2,152㎡	35件 14,859㎡	0件 0㎡	1件 7321㎡

—小数点以下切捨て—

●農地法第3条に規定する面積に代わるべき面積(下限面積)が、H21年4月から変更になっています。詳しくは各事務局にお問い合わせください。

農業者だけが加入できる公的年金制度 農業者年金

自由に設定できる保険料、しかも終身年金。税制優遇措置もあり。お問い合わせは農業委員会へ



1 田奈地区 森 太七



● 担当地区のご紹介

担当地区は青葉台駅周辺から恩田町の一部、田奈農協本所までの地区です。市街化農地は現金収入を高めるため、転用が進む一方で年々減少しており、ほとんど農地がありません。恩田川に沿って耕作地が残っている程度です。

現在専業農家はおりません。以前は自家消費の野菜を作っているだけでしたが、ここ数年で地場野菜として、スーパーと契約して出荷する人が増えてきました。問題点としては違反転用が何件かあることです。違反転用は農協と協力して解決をしています。

緑化制度や、みどりアップ計画など色々な制度を利用したいが、手続きがめんどうだ、難しいという話をよくききます。手続きの簡素化を進めれば、制度を利用する人も、もっと増えてくると思います。都市農業を存続させるためにも、制度手続きの簡素化を。

2 鶴見地区 横溝 市三

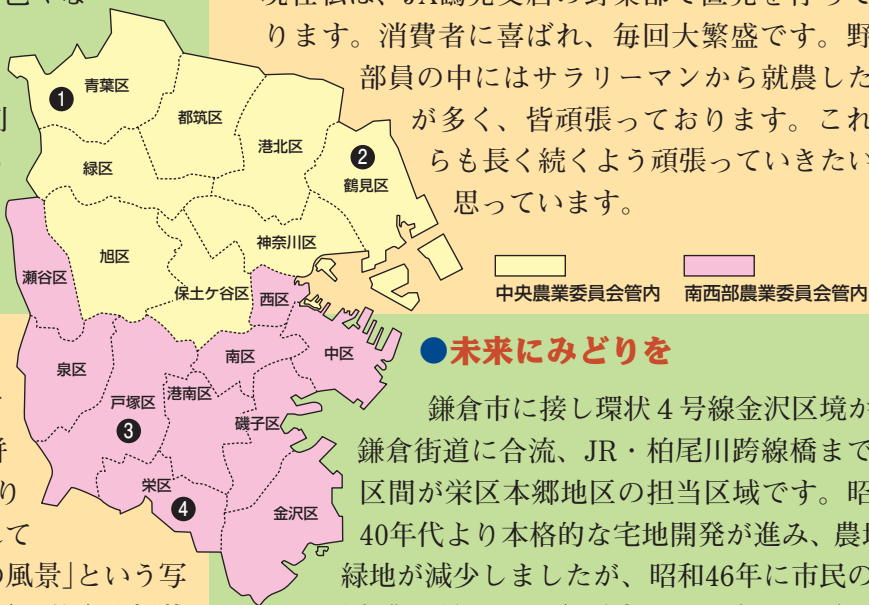


● 担当地区のご紹介

私は鶴見区の皆様のご協力で、平成11年から農業委員をしております。鶴見地区の農地は大部分が市街化区域内の生産緑地ですが、獅子ヶ谷には一部調整区域があります。

獅子ヶ谷調整区域内には、横浜市農村生活館 みその公園「横溝屋敷」があり、毎年四季折々の園内行事が行われています。また獅子ヶ谷小学校の生徒による、稲作もおこなわれています。横溝屋敷の周辺は市民の森で散策にも良いので、ぜひ皆さんにおいで頂きたいものです。

現在私は、JA鶴見支店の野菜部で直売を行っております。消費者に喜ばれ、毎回大繁盛です。野菜部員の中にはサラリーマンから就農した者が多く、皆頑張っております。これからも長く続くよう頑張っていきたいと思っています。



● 戸塚区制70周年を迎えて

本年は横浜開港150周年とともに、戸塚区(旧鎌倉郡戸塚町)が横浜市と合併して70周年を迎える記念すべき年となりました。5月には記念式典が開催されて70周年を祝いました。「とつか70年目の風景」という写真集には、消えてしまった懐かしい風景が数多く掲載されています。

さて私の担当地区の戸塚町は、戦前戦後を通じて共同の直売所や引き売りが主流でありました。現在の地産地消の先駆けでもありました。思えば現県道22号線を牛車で歩いた日々もありました。

現在は市場出荷とともに、農産物加工品等の副産物を加え、週1回庭先で直売をしております。街の中の農ある風景として皆様に親しんでいただきたいと思います。出荷の支度にいそしんでおります。

● 未来にみどりを

鎌倉市に接し環状4号線金沢区境から鎌倉街道に合流、JR・柏尾川跨線橋までの区間が栄区本郷地区の担当区域です。昭和40年代より本格的な宅地開発が進み、農地・緑地が減少しましたが、昭和46年に市民の森設置事業が始まり、栄区内には現在4か所の森があり、近郊緑地保全地区等と合せ緑被率42%強と市内2番目の緑が多い区です。

「横浜みどりアップ計画」や、改正農地法等により農地・緑地の所有者・利用者への支援を強化することが重要です。将来の街づくり計画に確固たる理念をもって、街の住環境を整備するとともに食と緑と水を守り、残す緑と整備する自然を見極めることが必要です。

生産緑地の指定条件を柔軟にし追加指定を促進することや、相続税納税猶予制度を存続させることは、緑を守り都市農業を守る喫緊な課題と考えます。

3 戸塚地区 廣田 弘



4 栄区本郷地区 森 剛





11月は地産地消月間～横浜の秋の味覚を味わおう～

よこはまブランド
「はま菜ちゃん」

11月の地産地消月間では、横浜の農業や農産物に触れる行事が多数開催されます。横浜市では、これらの行事を広く紹介する「よこはま地産地消イベントガイド2009」を発行しています。

よこはま地産地消フォーラム2009

- ・日時：11月1日（日）13：00～16：30
- ・会場：横浜情報文化センター6Fホール（中区日本大通11）
- ・定員：200人（先着） ・参加費：無料
- ・内容：講演：都市ヨコハマにおける佳い食とは何か 山本謙治氏（農産物流通コンサルタント）
- ・事例紹介：飲食店における地産地消のトライアングル～耕す・運ぶ・食べる～ ほか
- ・申込方法：HPからお申込みください（申込期間10月11日～20日）。



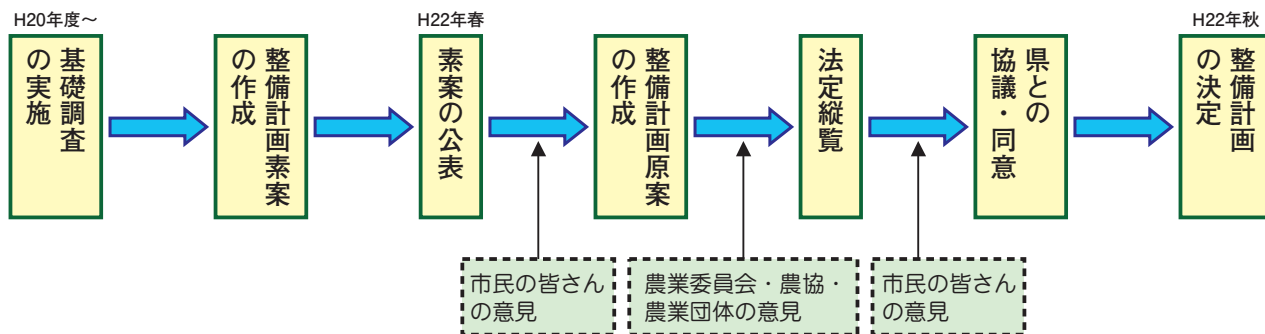
<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/nousan/tisantisyo/> **横浜で地産地消** で検索

問い合わせ：環境創造局農業振興課 TEL671-2639 FAX664-4425

農業振興地域整備計画の見直しを行います

横浜市では農業振興地域整備計画を昭和48年に策定し、以来おおむね5年ごとに見直しを行ってきました。平成21年度は、現在実施している基礎調査の結果をもとに、整備計画の見直しを行います。

スケジュール



問い合わせ 環境創造局農地保全課 TEL 671-2630 FAX 664-4425
 環境創造局北部農政事務所 TEL 948-2478 FAX 948-2488 〈鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑区〉
 環境創造局南部農政事務所 TEL 866-8491 FAX 862-4351 〈西・中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷区〉

みなとみらい地区で初の
横浜野菜の直売市

西区MM21地区の高島中央公園で、六月から九月まで毎月一回開催の「みなとみらい開港菜フェア」が賑わった。横浜市農業委員会連合会と市環境創造局が企画・共催し、約十団体の農家に参加した。初回には朝採りトウモロコシやトマト、枝豆、ブルーベリーなどがずらりと並んだ。アイスクリームや梅ジャムなども農家手作りだ。開始三十分で売切れが続出した。

市民からは、「生鮮野菜が買える場所が少ないので助かる」、「月に二回開催してほしい」などの声が寄せられた。一方、出店農家の方々からも、「こんなに売れるとは思わなかった」、「自分たちの農産物がPRできた」と大好評で、自主継続も決定された。

農を考える 「地産地消月間」に向けて

今年も十一月は地産地消月間として、市内各所で様々なイベントや農業祭りが開かれる。都市住民が知らなかった地場の新鮮な味わいや、自然の恵みあふれる農の世界を直接伝え手渡すことができるチャンスである。出店・出荷する方も来場する方もお互いに、生産の場や消費者の生活に思いを馳せて言葉を通じて、大都市の中に「農」のある横浜の魅力を知る市民の輪を、街のあちこちに広げていく機会としたいものだ。

農のある都市ならではの 地産地消の魅力

今や、地産地消は食に関わる多様な事業者や若者向け情報誌などにも注目されている。私たちが本紙や日々の活動で紹介してきた、身近な農の魅力をも、多くの市民と分かち合える時代がやってきている。

料理店や マスコミにも広がる関心

環境創造局は、市民に横浜の農畜産物を味わえる場を広げようと「よこはま地産地消サポート店」の登録を進めている。対象は市内の料理店やレストラン、惣菜屋、弁当屋、農産加工業者など。地産地消の主旨に賛同し、市内産農畜産物を使い、店頭やメニューに「横浜産」が表示される。